

□ セルフチェックシート（児童生徒性暴力等、盗撮行為）

（職名： 名前： ）

このチェックリストは、あなたの行動や考え方を振り返ることにより、自分自身の現状を把握し、犯罪や非違行為につながらないよう自らを律するものです。
 なお、チェックリストに記載されている内容すべてが犯罪や非違行為に該当するものではなく、犯罪や非違行為につながる恐れのあるものも含んでいます。

※ 各項目について、自分自身が当てはまると思ったものには○を、当てはまらないと思ったものには×を、どちらとも言えない（判断に迷う）ものには△をチェック欄に記入してください。

N0	診断項目	チェック期日	／	／	／
1	自分の言動が、児童生徒、保護者、県民の教育に対する信頼に影響を及ぼすものであることをしっかり自覚している。				
2	児童生徒性暴力等（盗撮行為含む）は、児童生徒の人権を侵害する絶対に許されない行為であり、どのような行為が児童生徒性暴力等に該当するか正しく認識している。				
3	インターネット・SNS等において、違法または社会規範に反する性的コンテンツへの関与や閲覧等を行わないようにしている。				
4	自家用車同乗依頼を保護者等から受け、自家用車等に同乗させる場合は、事前に管理職の許可を得ている。				
5	児童生徒を撮影する場合、保護者の承諾、管理職の事前承認、本人の了解の上で行っている。				
6	児童生徒を撮影する場合、公的な端末・記録媒体を用いて行っている。（危機管理対応等における緊急時または管理職による事前承認を得た場合を除く）				
7	写真・動画撮影後、速やかに撮影した画像・映像データを学校指定の共有フォルダ等に保存し、端末、記録媒体内のデータを削除している。				
8	学校に保管されている児童生徒の撮影データを、管理職の許可なく学校外等へ持ち出さないようにしている。				
9	児童生徒と私的なSNS等のやりとりを行わないようにしている。				
10	児童生徒への不要な身体接触や、性的な発言を行わないようにしている。				
11	特定の児童生徒だけに偏った個別指導と受け止められないようにしている。				
12	特定の児童生徒と親密であるなどの噂が広がらないようにしている。				
13	児童生徒を個別指導する場合は、密室にならないように見通しを確保（ドア・窓の開放等）して行っている。				
14	教室や更衣室等、トイレの定期点検や、教室等の整理整頓を日常的に行い、盗撮等の未然防止に努めている。				
15	児童生徒を性的な関心や欲求の対象として見ていない。または見ないようにしている。				
16	管理職の許可なく児童生徒と放課後に教室等の個室、校外等で会っていないか。				
17	自分の性的な衝動をコントロールすることができる。				
18	児童生徒から頼られることを、自分への好意と勘違いしないようにしている。				
19	仕事上のことはもちろん私的なことも必要に応じて相談するなど、周りの職員とコミュニケーションが図れている。				
20	同僚の不適切な言動を見逃すことなく制止したり、指摘したりすることができる。				
21	同僚の非違行為が疑われる場合、迷わず管理職に報告・相談することができる。				
22	児童生徒を指導する場合は、可能な限り複数の教職員で対応している。				
23	児童生徒と校外等で会わないようにしている。（教育活動や業務上必要な場合を除く）				
24	必要性のない児童生徒の連絡先は、すぐに削除している。				
○の数			／24	／24	／24

※ セルフチェック後の感想（自分に向けて）

期日	感想等
／	
／	
／	

【懲戒処分の指針】

4 児童生徒等に対する非違行為関係

(1) 児童生徒性暴力等

① 次に掲げる行為をした教職員等は、免職とする。

(ア) 児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること。

(イ) 児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（上記(ア)に掲げるものを除く。）。

(ウ) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為を行うこと（上記(ア)(イ)に掲げるものを除く。）。

(エ) 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（上記(ア)から(ウ)に掲げるものを除く。）。

a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。

b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

② 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与える行為をした教職員等は、免職、停職、減給又は戒告とする。

注1 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒並びに18歳未満の者をいう。

注2 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

注3 「性的羞恥心を害する言動」とは、児童生徒等を不快にさせる性的な言動が該当し得る。